

枚 数	表紙共 9 枚
設計年月	令和 8 年 2 月

入札番号： 4

令 和 8 年 度

富山県流域下水道環境調査業務委託 参考数量調書

(公財) 富山県下水道公社
施 設 管 理 課

総括表

業務委託価格	円
消費税相当額	円
設計額	円

履行場所	高岡市二上 地内外
履行内容	富山県の流域下水道及びその周辺の公害防止 協定等に基づく環境調査を実施するもの

委 託 費 内 訳 表

費 目	細 目	数量	単位	単価	金 額	備 考
業務委託価格						
	(二上浄化センター)					
	排ガス調査	1.0	式			第1号明細書
	臭気調査	1.0	式			第2号明細書
	騒音・振動調査	1.0	式			第3号明細書
	土壌調査	1.0	式			第4号明細書
	計					
	(神通川左岸浄化センター)					
	排ガス調査	1.0	式			第5号明細書
	臭気調査	1.0	式			第6号明細書
	騒音・振動調査	1.0	式			第7号明細書
	計					
業務委託価格 合計						

【 第 1 号 明 細 書 】

名 称 排ガス調査（二上浄化センター）

1 式 当 たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
塩化水素	熔融炉煙突	6	回			
ダスト、SOx、NOx（同時）	熔融炉煙突、ボイラー	10	回			
水銀	熔融炉煙突	6	回			
合 計						

【 第 号 明 細 書 】

名 称

1 式 当 たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
合 計						

【 第 2 号 明 細 書 】

名 称 臭気調査（二上浄化センター）

1 式 当 たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
硫黄化合物 4 物質	敷地境界	44	検体			
硫黄化合物 4 物質	臭突口等	108	検体			
トリメチルアミン	敷地境界	44	検体			
トリメチルアミン	臭突口等	12	検体			
アンモニア	敷地境界	44	検体			
アンモニア	臭突口等	12	検体			
スチレン	敷地境界	44	検体			
スチレン	臭突口等	12	検体			
アセトアルデヒド	敷地境界	44	検体			
アセトアルデヒド	臭突口等	12	検体			
低級脂肪酸 4 物質	敷地境界	44	検体			
低級脂肪酸 4 物質	臭突口等	12	検体			
合 計						

【第3号明細書】

名称 騒音・振動調査（二上浄化センター）

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
騒音測定		22	地点			
振動測定		22	地点			
合計						

【第4号明細書】

名称 土壌調査（二上浄化センター）

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
カドミウム	二上周辺 2 km圏内	16	検体			
銅	二上周辺 2 km圏内	16	検体			
六価クロム	二上周辺 2 km圏内	16	検体			
水銀	二上周辺 2 km圏内	16	検体			
含水率	二上周辺 2 km圏内	16	検体			
合計						

【 第 5 号 明 細 書 】							名 称 排ガス調査 (神通川左岸浄化センター)		1 式 当 たり	
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考				
塩化水素	熔融炉煙突	6	回							
ダスト、SO _x 、NO _x (同時)	熔融炉煙突、ボイラー	10	回							
水銀	熔融炉煙突	6	回							
合 計										
【 第 号 明 細 書 】							名 称		1 式 当 たり	
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考				
合 計										

【第6号明細書】

名称 臭気調査（神通川左岸浄化センター）

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
硫黄化合物4物質	敷地境界	16	検体			
硫黄化合物4物質	臭突口等	128	検体			
トリメチルアミン	敷地境界	16	検体			
トリメチルアミン	臭突口等	28	検体			
アンモニア	敷地境界	16	検体			
アンモニア	臭突口等	72	検体			
スチレン	敷地境界	16	検体			
スチレン	臭突口等	28	検体			
アセトアルデヒド	敷地境界	16	検体			
アセトアルデヒド	臭突口等	72	検体			
低級脂肪酸4物質	敷地境界	16	検体			
低級脂肪酸4物質	臭突口等	28	検体			
合計						

【第7号明細書】

名称 騒音・振動調査（神通川左岸浄化センター）

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
騒音測定		8	地点			
振動測定		8	地点			
合計						

【第 号明細書】

名称

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
合計						

富山県流域下水道環境調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、富山県流域下水道環境調査業務委託（以下、「業務委託」という。）契約書第1条に基づき、業務委託の履行に係る必要な事項について定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 業務内容は、以下に示す項目の調査を行い、その結果について解析するものとする。

調査箇所	調査項目
二上浄化センター	排ガス、臭気、騒音、振動、土壌
神通川左岸浄化センター	排ガス、臭気、騒音、振動

(法令遵守)

第3条 受注者は、委託業務の履行にあたり、以下に示す法令及びその他関連する法令を遵守し業務を実施しなければならない。なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者と受注者において協議し決定するものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (4) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (6) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- (7) 計量法（平成4年法律第51号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(提出書類)

第4条 提出書類は以下に示すとおりとする。

- (1) 業務着手時に提出する書類
 - ① 業務工程表（様式第17-1号）
 - ② 管理技術者等届（様式第18-1号）
※管理技術者は社員証の写し、照査技術者は社員証並びに計量法による環境計量士登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。
 - ③ 計量法による計量証明事業登録の写し
 - ④ 計量法による計量証明事業登録簿の謄本の写し
 - ⑤ 環境計量士（濃度及び騒音・振動関係）登録証の写し
 - ⑥ 計量証明に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
 - ⑦ 試料の採取手順及び分析項目ごとの分析手法（フロー）を記した書類
- (2) 業務完了時に提出する書類
 - ① 業務委託完了届（様式第20-1号）
 - ② 調査報告書（A4版） 各浄化センター 2部
 - ③ 調査報告書が記録された電子媒体（CD-R等）1式
 - ④ 測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
 - ⑤ 業務記録写真 1部
- (3) その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第5条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、

的確に業務を履行しなければならない。

- 2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。
- 3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務記録写真)

第6条 受注者は、業務の状況が判断できる業務記録写真を提出しなければならない。

- 2 業務記録写真は、業務の進行順序に従い、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。

(調査)

第7条 受注者は、各調査を以下に示すとおりに行わなければならない。

(1) 排ガス調査

ア 調査の実施場所

別添の資料及び調査職員の指示による。

イ 調査の実施回数

測定箇所	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
熔融炉用煙突	6回	6回
ボイラー煙突等	4回	4回

ウ 調査の実施時期

年間予定表を作成し調査職員の承諾を得てから実施すること。

エ 試料の採取及び分析

試料の採取及び分析は、熔融炉用煙突及びボイラー等各々について、次に掲げる項目を大気汚染防止法に定める方法により行うものとする。

測定項目	熔融炉用煙突	ボイラー煙突等
硫黄酸化物	○	○
ばいじん	○	○
塩化水素	○	—
窒素酸化物	○	○
水銀	○	—

(2) 臭気調査

ア 調査の実施場所

別添の資料及び発注者の指示による。

イ 調査の実施回数等

測定箇所	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
敷地境界	11箇所/回×4回 (44検体)	4箇所/回×4回 (16検体)
臭突口	3箇所/回×4回 (12検体)	7箇所/回×4回 (28検体)
臭突口 (硫黄系4物質)	3箇所/回×8回 (24検体)	7箇所/回×8回 (56検体)
脱臭設備	12箇所/回×6回 (72検体)	11箇所/回×4回 (44検体)

※脱臭設備測定：二上は2ヶ月に1回実施するものとし、神左は臭突口測定 (年4回) と同時に行うものとする。

ウ 調査の実施時期

年間予定表を作成し調査職員の承諾を得てから実施すること。

エ 試料の採取及び分析

敷地境界、臭突口、脱臭設備入口等それぞれの検体について、悪臭防止法に基づき、次の表の測定物質を、特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）により行うものとする。但し、分析方法は最新の法改正によるものとする。

<二上浄化センター>

測定物質	敷地境界	臭突口	脱臭設備
アンモニア	11箇所/回×4回 (44検体)	3箇所/回×4回 (12検体)	—
硫黄系4物質	同上	3箇所/回×12回 (36検体)	12箇所/回×6回 (72検体)
トリメチルアミン	同上	3箇所/回×4回 (12検体)	—
アセトアルデヒド	同上	同上	—
スチレン	同上	同上	—
低級脂肪酸4物質	同上	同上	—

<神通川左岸浄化センター>

測定物質	敷地境界	臭突口	脱臭設備
アンモニア	4箇所/回×4回 (16検体)	7箇所/回×4回 (28検体)	11箇所/回×4回 (44検体)
硫黄系4物質	同上	7箇所/回×12回 (84検体)	同上
トリメチルアミン	同上	7箇所/回×4回 (28検体)	—
アセトアルデヒド	同上	同上	11箇所/回×4回 (44検体)
スチレン	同上	同上	—
低級脂肪酸4物質	同上	同上	—

硫黄系4物質 : メルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル
 低級脂肪酸4物質 : プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

(3) 騒音調査及び振動調査

ア 調査の実施場所

別添の資料及び発注者の指示による。

イ 調査の実施回数（1ヶ年あたり）

調査の実施回数は年2回とし、騒音調査と振動調査は同日に実施するものとする。

測定項目	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
騒音調査	年2回、11地点	年2回、4地点
振動調査	年2回、11地点	年2回、4地点

ウ 調査の実施時期

年間予定表を作成し調査職員の承諾を得てから実施すること。

エ 調査の方法

騒音・振動の測定は、騒音規制法及び振動規制法に定める方法により、次に掲げる時間帯において、それぞれの定める回数を行う。

【騒音】

- ・朝（午前 6時から午前 8時まで）： 1回
- ・昼（午前 8時から午後 7時まで）： 2回
- ・夕（午後 7時から午後 10時まで）： 1回
- ・夜（午後 10時から午前 6時まで）： 2回

【振動】

- ・昼（午前 7時から午後 8時まで）： 2回
- ・夜（午後 8時から午前 7時まで）： 2回

(4) 土壌調査（二上浄化センターのみ）

ア 調査の実施場所

別添の資料及び発注者の指示による。（16 地点）

イ 調査の実施回数（1ヶ年あたり）

調査の実施回数は年 1 回とし、実施時期は調査職員の指示によるものとする。

ウ 試料の採取及び分析方法

【試料の採取方法】

5 地点混合方式による。ただし、中心地点周辺東西南北方向は、1～3mとする。
なお、試料の採取にあたっては、事前に採取場所の土地の所有者あるいは管理者に調査の了解を得ておくものとする。

【試料の分析】

次の方法により行うものとする。なお、分析方法は最新の法改正によるものとする。

(ア) カドミウム及びその化合物

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定方法を定める省令（昭和 46 年 6 月 24 日農林省令第 47 号）

(イ) 銅及びその化合物

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令（昭和 47 年 10 月 27 日総理府令第 66 号）

(ウ) 六価クロム化合物

産業廃棄物含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)

(エ) 水銀及び^γアルキル水銀その他の水銀化合物

産業廃棄物含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)

(オ) 含水率

産業廃棄物含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)

(解析等)

第 8 条 受注者は、十分な現地踏査を行い、発注者が提供する過年度の調査資料と比較検討し、浄化センター運転による周辺環境への影響、脱臭設備の処理性能について解析及び考察を行うものとする。

(報告)

第 9 条 受注者は、分析測定結果の報告を速やかに行うものとする。また、報告書は浄化センターごとに年 1 冊にまとめるものとする。測定ごとの結果は、以下の期間内に報告しなければならない。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 排ガス及び土壌調査 | 調査実施後 10 日以内 |
| (2) 騒音、振動及び臭気調査 | 調査実施後 20 日以内 |

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第 10 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈)

第 12 条 この仕様書の各条項に疑義が生じた場合、又は定めのない場合には、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

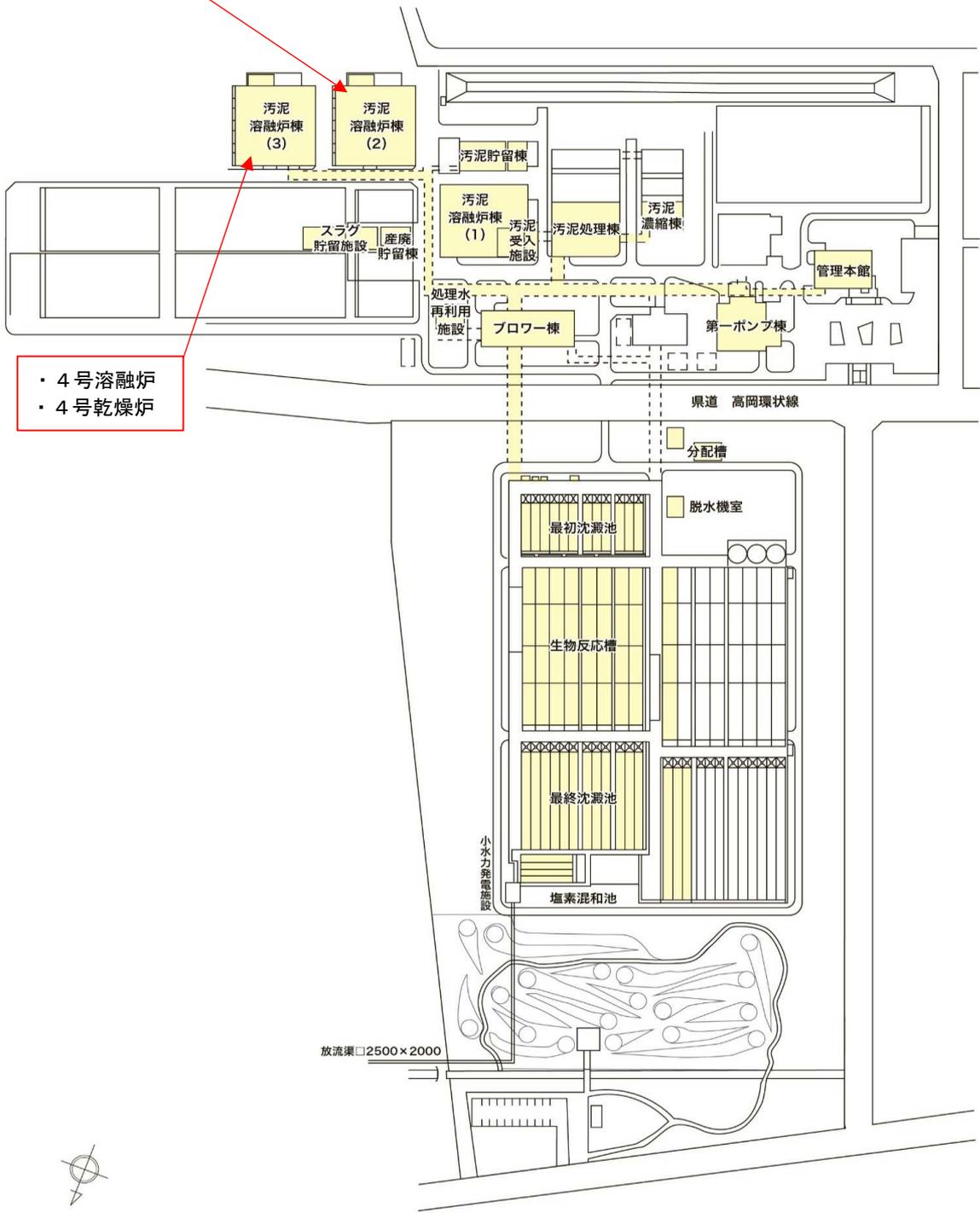
(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。

二上浄化センター排ガス調査位置図

溶融炉用煙突 : 3号、4号溶融炉
ボイラー煙突等 : 3号ボイラー、4号乾燥炉
計 4 設備

・ 3号溶融炉
・ 3号ボイラー

・ 4号溶融炉
・ 4号乾燥炉



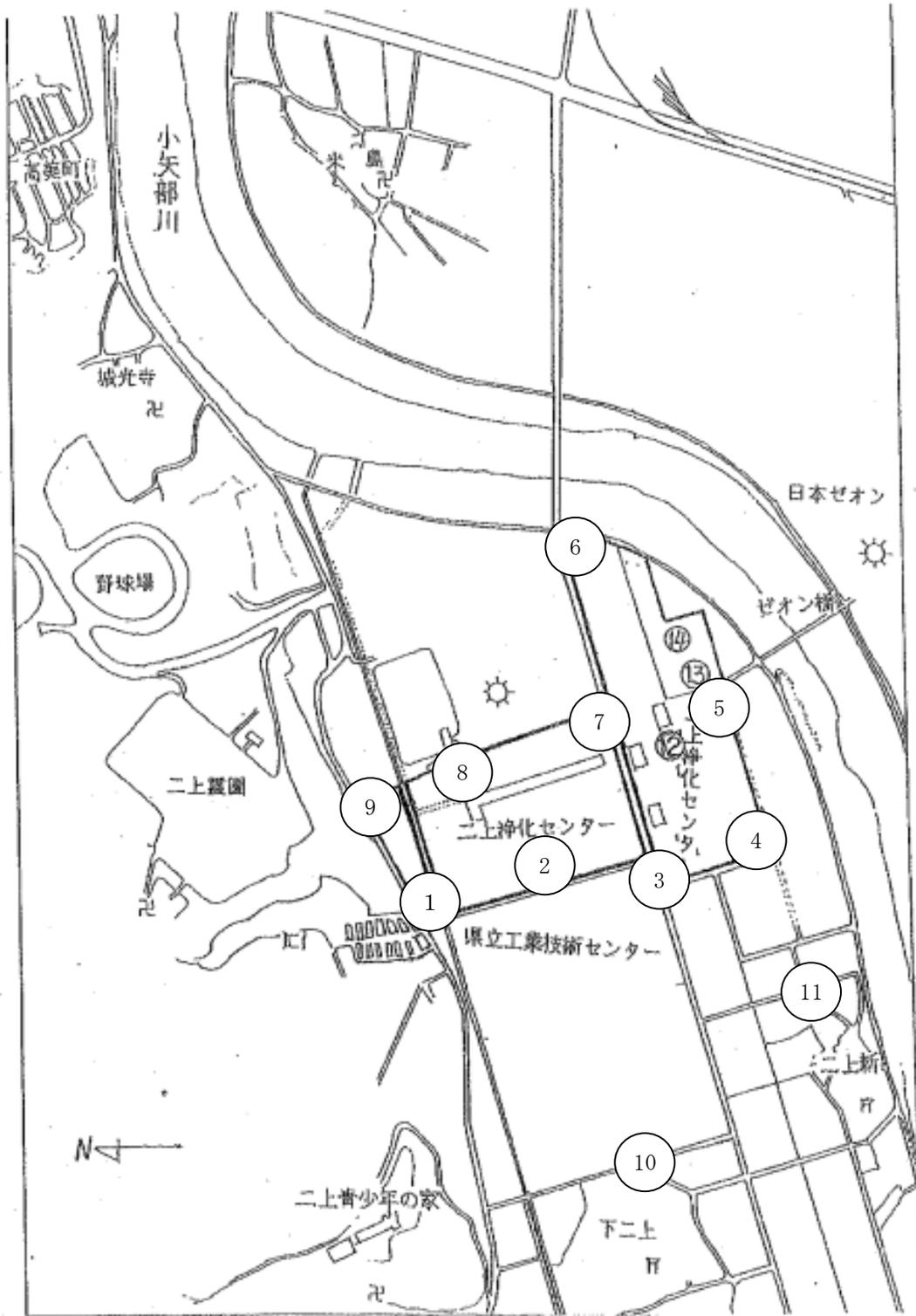
二上浄化センター 騒音・振動調査位置図 (1)



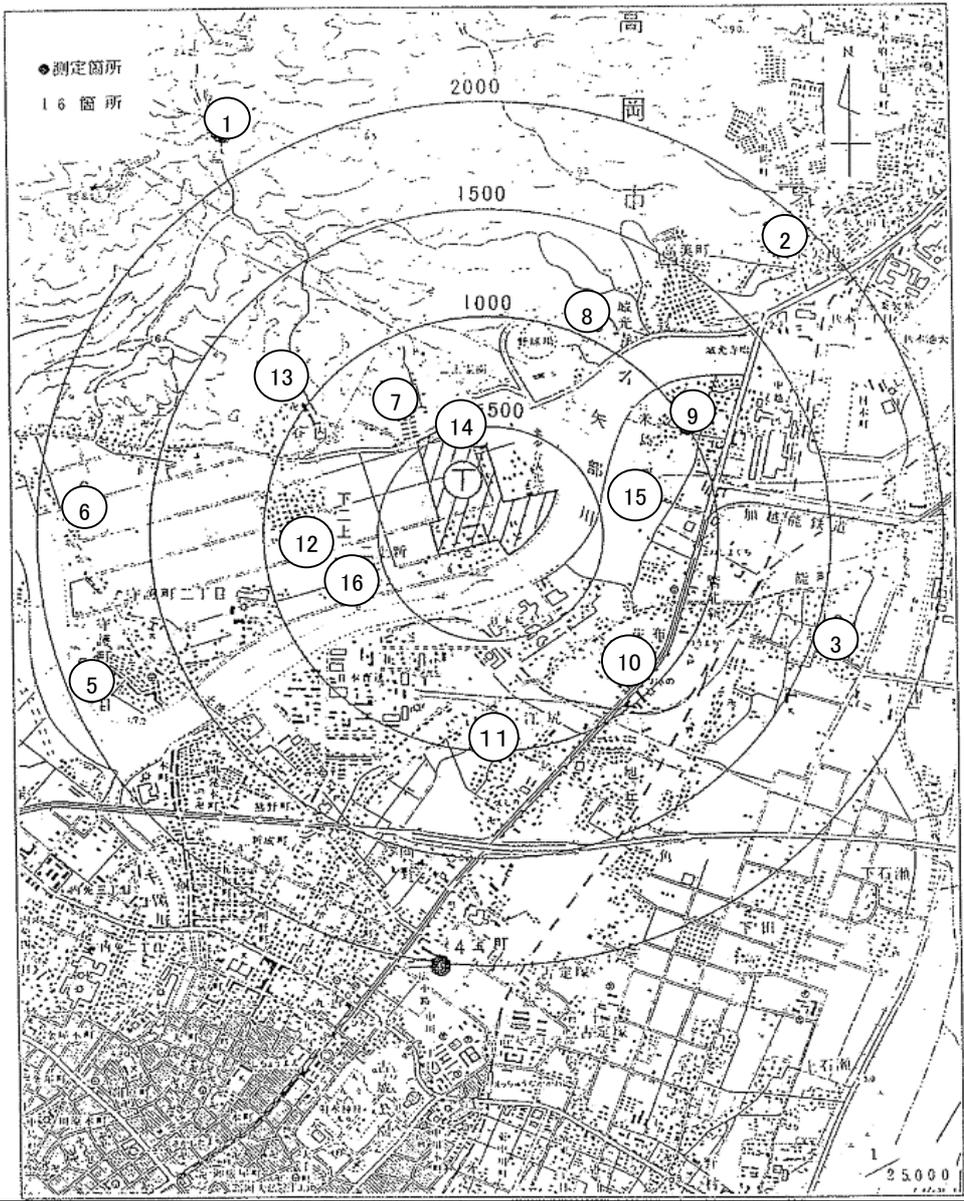
<騒音・振動調査地点>
 敷地境界 9箇所 ① ~ ⑨
 場外 2箇所 ⑩、⑪

※場外 2箇所⑩、⑪については、
資料 4 参照

二上浄化センター 騒音・振動調査位置図 (2)

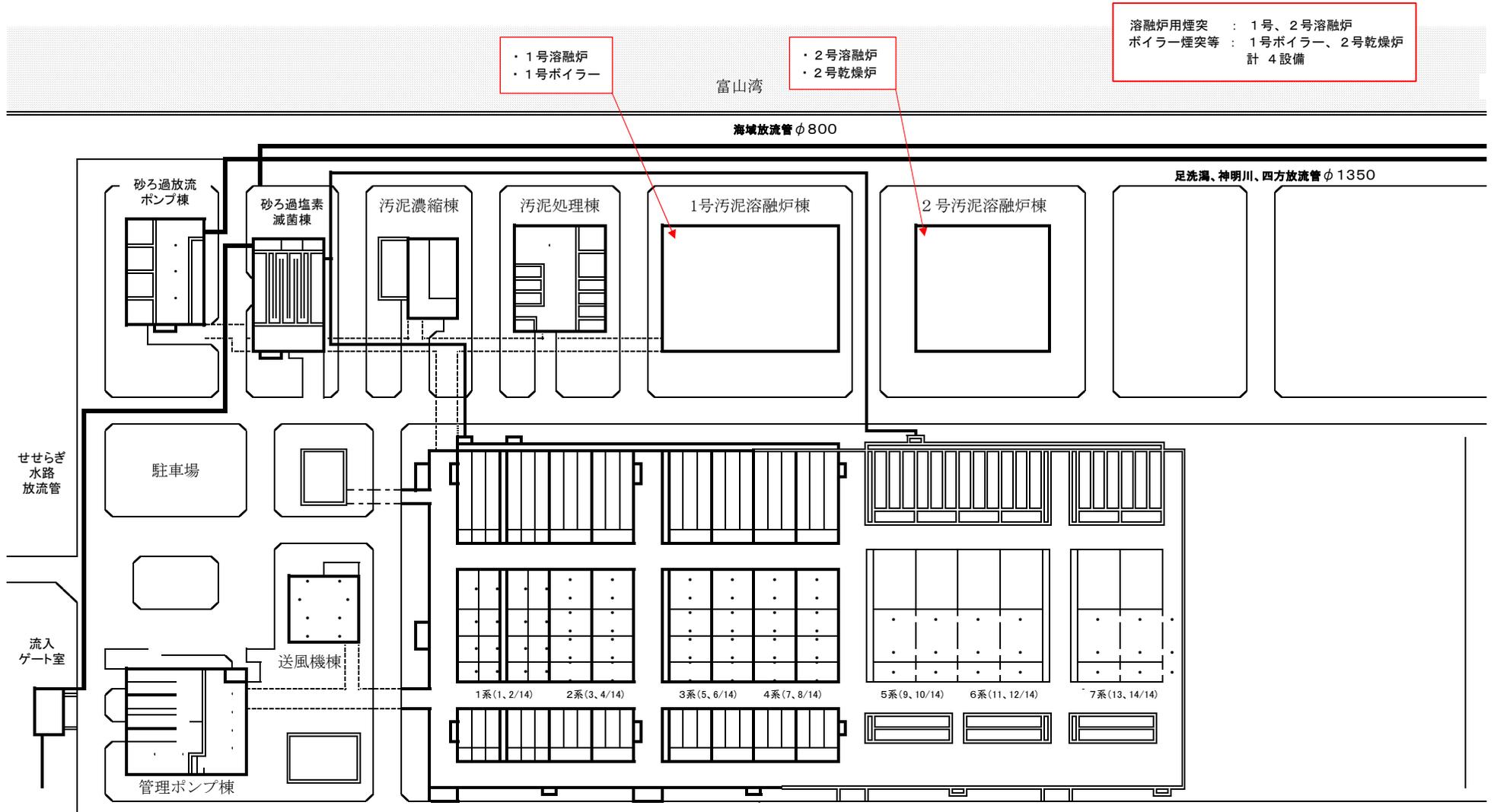


二上浄化センター 土壤調査位置図

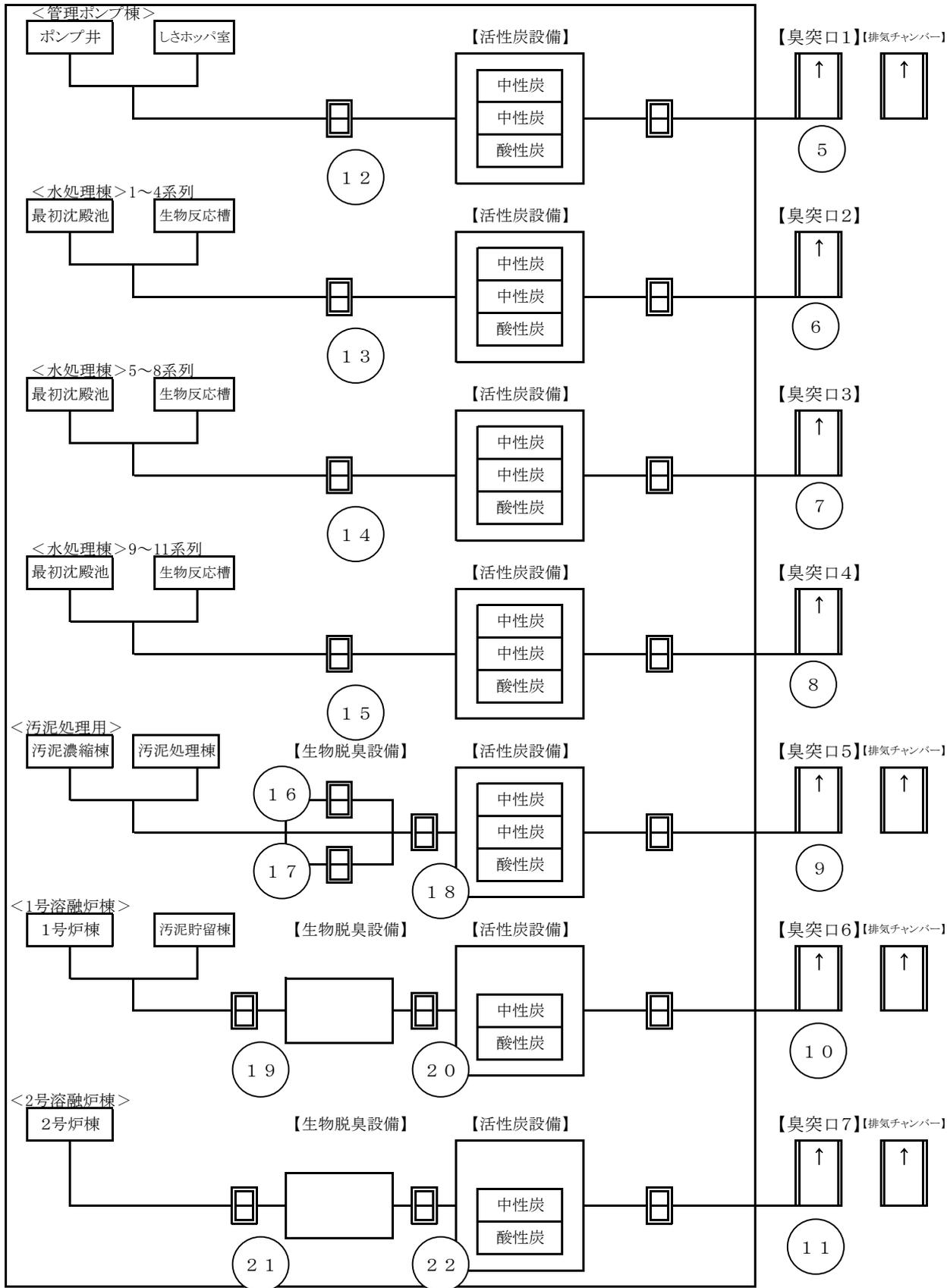


- | | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| ①二上山頂 | ⑦二上院内 院内社 | ⑬谷内 射水神社 |
| ②伏木矢田 矢田神社 | ⑧城光寺 藤巻神社 | ⑭処理場(浄化センター敷地内) |
| ③能町 八幡神社 | ⑨米島 速願寺 | ⑮米島 米島神社 |
| ④広小路 志貴野中学校 | ⑩荻布 荻布天満宮 | ⑯二上新 神明宮 |
| ⑤守護町1丁目 神明社 | ⑪春日丘 白山比咩神社 | |
| ⑥二上町 万葉小学校 | ⑫下二上 神明社 | |

神通川左岸浄化センター排ガス調査位置図



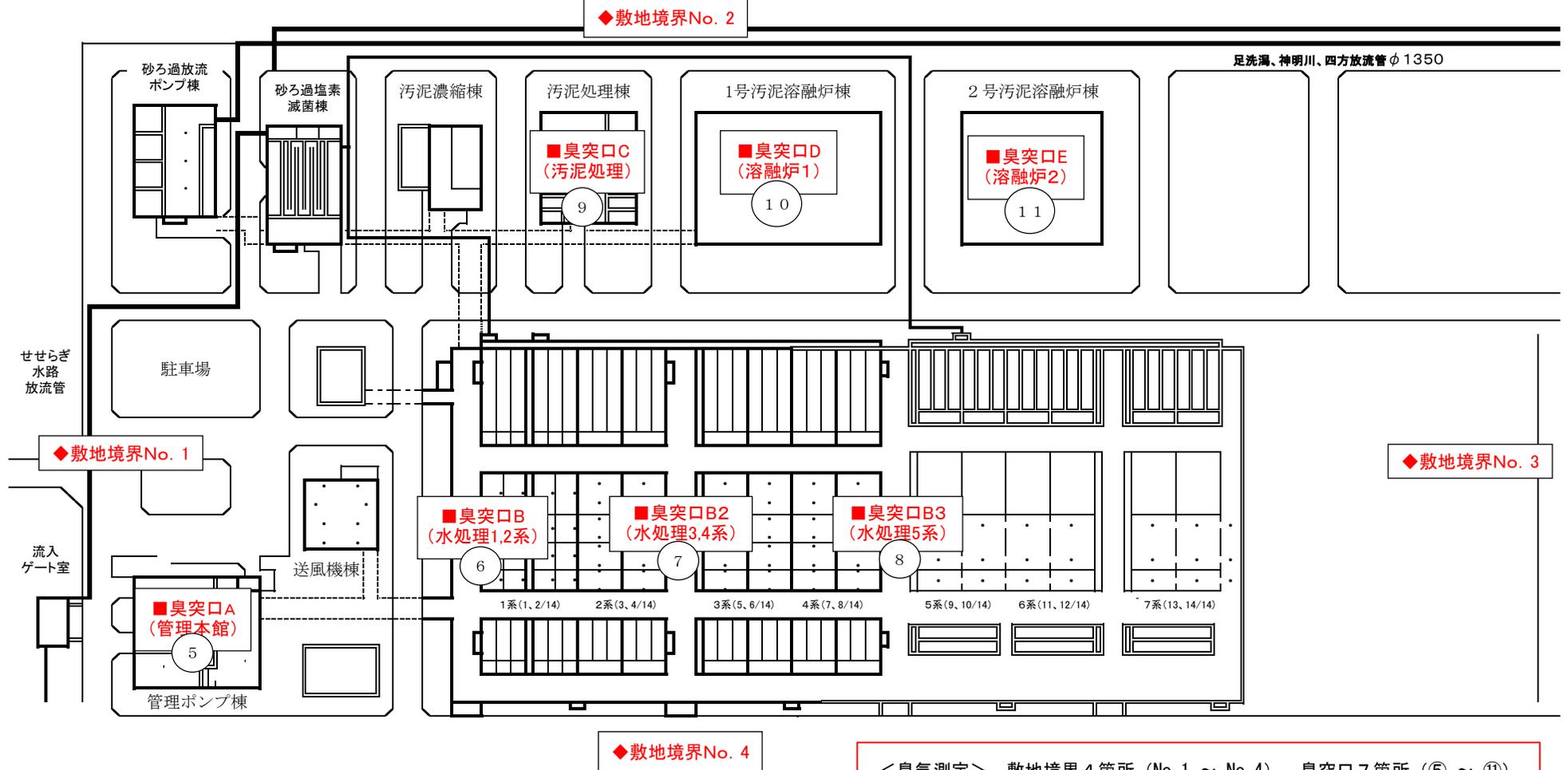
神通川左岸浄化センター臭気調査位置図



臭突口 7箇所 ⑤ ~ ⑪ 脱臭設備 11箇所 ⑫ ~ ⑳

神通川左岸浄化センター 臭気・騒音・振動調査位置図

富山湾



<臭気測定> 敷地境界4箇所 (No. 1 ~ No. 4)、臭突口7箇所 (⑤ ~ ⑪)
<騒音・振動測定> 敷地境界4箇所 (No. 1 ~ No. 4)